

令和4年3月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 1 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年3月15日（火） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員	1 番	岡本 幸子 君	2 番	鈴木 喜義 君
	3 番	中元 茂雄 君	4 番	下土井 進 君
	5 番	榎本 正男 君	7 番	寺西 久美子 君
	8 番	原田 淳一 君	9 番	吉弘 功 君
	10 番	大崎 正男 君	11 番	勝本 澄人 君
	12 番	齋藤 貴之 君	13 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 6 番 岩政 幸人 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

議案第 9 0 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第 9 8 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
議案第 9 9 号	農地の権利取得後における下限面積（別段面積）の決定について

第21回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第21回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中、岩政委員が欠席ですので12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
榎本委員、寺西委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第90号につきまして、事務局の説明をお願いいたしますが、
農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されま
おりますので、●●委員は議事に参与しないことといたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 下前君 議案第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外3名(田 7, 829㎡ 畑 916㎡)から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(3条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積511㎡ 外6筆 合計田6, 871㎡ 畑 202㎡です。
利用状況は一毛作、果樹及び普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。
受人は、申請地を譲り受け、営農により生活の安定を図るものです。
渡人は、受人の要望により、譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1.5kmの

距離にある、●●及び●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積184㎡ 外1筆 合計畑523㎡です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、申請地を譲り受け、営農により生活の安定を図るものです。受人は、自作農地を所有しておらず、議案第94号の利用集積一覧表、整理番号50番にございますが、新たに3,175㎡の利用権を設定することにより、下限要件を満たす事といたしました。

渡人は受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約2.5kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきましては、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積561㎡ 外1筆 合計田958㎡です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、自己所有農地に申請地が隣接しており、耕作管理が便利のため譲り受けるものです。

渡人は受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約100mの距離にある、●●から東へ100mの距離に位置する農地農地です。

本件につきましては、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積191㎡です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、自己所有の農地に申請地が隣接しており、耕作管理が便利
なため譲り受けるものです。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約2kmの距離に
ある、●●から東へ15mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地
域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番から2番につきましては、●●委員、願います。

●番 ●●君

3月4日の日に現地調査を行いまして、確認をいたしました。地元
委員として全く問題はありませので、どうかご審議のほどよろしく
願います。

議長 宮本君

整理番号1番と2番につきまして、他に質疑はございませndeしよ
うか。

1番の方は以前出て、取り下げとなって改めて出てきたものです。

●番 ●●委員

通作距離がえらい近いが。住所が違。●●で10mというのはど
ういうことなのか。

次長 松村君

調書にはゼロと書いていたんですが、隣なんです。宅地に隣接して
います。こっちに家を買って、空き家を購入する。ゼロとも書けないの
で数字を入れておいた。

●番 ●●委員

議長 宮本君

了解です。家に引っ付いてるということですね。

他には質問はないでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号3番につきまして、●●委員、願います。

●番 ●●君

整理番号3番です。3月2日に関係委員と現地確認を行っておりま

す。先ほど事務局から説明があったとおりで、近くの農地も耕作されており、管理がいいということで、何の問題もないと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に整理番号4番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 ただ今、事務局より詳しい説明があったとおりで、受人のすぐ隣に隣接した土地なので規模拡大によいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号1番から4番 議案第90号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第90号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第91号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田 628㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(4条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 3, 478㎡の内 192㎡です。
利用状況は一毛作です。

申請人は、申請地に自己用住宅を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ550mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(4条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積436㎡です。

利用状況は休耕です。

申請人は、申請地に貸駐車場を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ700mの距離にある●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

今、事務局から説明がございましたとおりでございます。許可基準、一般基準共に満たしております。周囲の影響もございませんので、適当と認めます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきまして、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号2番につきましてご説明をいたします。3月2日に現地確認をいたしておりますが、この場所は●●の向かいにある土地でございまして、隣が●●、隣が●●という、もう宅地化されたところ、ちょうどこの一角だけ残っておった農地を貸駐車場ということでございまして、特に何ら問題ないというふうに思っております。周辺に与える排水等の影響もないというふうな判断をしておりますのでよろしくお

願います。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番及び2番 議案第91号
については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方
は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第91号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第92号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外3名(田 5, 105㎡ 畑 1, 070㎡)から別紙
調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5
条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を
求めます。
令和4年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(5条-1) 整理番号1番でございます。
説明の前に訂正がございます。発電出力125.0に単位のkWの
記載が抜けておりました。お詫び申し上げますとともに訂正をお願い
します。それでは、ご説明いたします。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,006㎡外1筆 合計
田 2,006㎡ 畑 1,070㎡です。
受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパ
ネル設置面積1,062.89㎡、発電出力125.0kWを建設する
ものです。
渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約3.8kmの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていな
い10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1

立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます

次長 松村君
(5条-2)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,960㎡外1筆 合計
田 2,506㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で農業を営む法人で、申請地を借り受け、農機具や乾燥
調製施設などの農業用施設を整備するものです。

貸人は、借人の要望に応じるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ2kmの距離にあ
る、●●から西に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号2番の農地区分は、農業振興地域の整備に関する
法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されます
が、農地法第4条第6項の農用地利用計画において指定された用途に
供する場合に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一
般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積552㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、申請地を購入し自己用住宅を建設
するものです。

渡人は、受人の要望に応じるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ950mの距離
にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号3番の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一
団の農地内にある農地であり、第1種農地と判断されますが、農地法
施行規則第33条第1項第4号の集落接続に該当し、許可の対象とな
るものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と
考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積41㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、申請地を譲り受け、進入路を拡幅す
るものです。

渡人は、受人の要望により、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ950mの距離
にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

2月28日に関係委員と現地を調査いたしました。今、事務局から説明があったとおりでございます。●●からちょっと東に入った山あいにある農地でございます。太陽光になっても周りに影響もないと思われしますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

3月4日に現地確認をしておりますけれど、事務局から説明がありましたとおりで、全く問題はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番について、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番及び4番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号3番及び4番についてご説明いたします。3月2日の日に確認をしております。3番の案件は●●の集落の中にある農地でございます。宅地と宅地の間に挟まれた真ん中にある農地でございます。そこを新しく宅地とされるということですので、特に問題はないというふうに判断をしております。4番の案件につきましては、3番の案件から50mくらい下がったところの案件になりますが、現在進入道路はあるわけですが、離合することができないということで、離合できるように道路の拡幅をするという案件でございます。3番の

奥にある宅地の方がこの道路の拡幅ということになっております。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号３番及び４番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、整理番号１番から４番 議案第９２号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第９２号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 次に、議案第９３号から議案第９６号までの４件については、農用地利用集積計画の決定についてのことですが、議事参与に制限がかかりますので、議案第９３号は●●地区、議案第９４号は●●地区、議案第９５号は●●地区、議案第９６号については●●地区に分けて農用地利用集積計画を作成しております。関連がありますので一括して上程したいと思いますが、異議ございますでしょうか。

異議がないようですので、異議なしと認めます。

議長 宮本君 異議がないようですので、異議なしと認めます。よって議案第９３号から議案第９６号までの４件については、一括して上程することとします。

それでは、議案第９３号から議案第９６号までを事務局から議案の朗読並びに調書の説明をさせます。

局長 下前君 議案第９３号から議案第９６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和４年３月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。市長より、令和４年３月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

合計１９１件、３６５筆、５６２，８７８㎡の計画で、うち新規の計画が２７筆、４７，５５９㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

議案第９３号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

それでは、議案第９３号について質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第９３号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第９３号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第９４号についてご審議をお願いいたします。

異議はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第９４号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第９４号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

次に、議案第９５号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

それでは、議案第９５号についての審議をお願いいたします。

質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、議案第 9 5 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 9 5 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第 9 6 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

質疑はございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、議案第 9 6 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 9 6 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第 9 7 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第 9 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。市長より、令和 4 年 3 月 1 5 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

4 0 件、5 9 筆、1 3 5, 4 5 4 m²の計画で、うち新規は 1 0 筆、1 5, 0 7 6 m²です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議願います。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第９７号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第９７号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第９８号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。
議案９８号を事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第９８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和４年３月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。
市長より、令和４年３月１５日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
なお、本配分計画案の決定後、議案第９７号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第98号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第98号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第99号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第99号 農地の権利取得後における下限面積（別段面積）の設定について

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付20経営第5791号）の改正（平成22年12月12日付経営第5333号）の通達に基づき、下限面積（別段面積）の設定について、この会の意見を求めます。

令和4年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農地の権利取得後における下限面積の資料をご覧ください。

1番 下限面積（別段面積） 30a

2番 下限面積の設定理由につきましては、記載のとおり農業委員会が定めようとする別段面積は、設定区域内においての農地の事業に供している者の総数の概ね100分の40を下らないように算定されることから、下限面積（別段面積）を設定するものでございます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議を願いますが、この下限面積は、今、国会の法案として撤廃になってきている案が出ております。来年の4月ぐらいには下限面積が無くなるんじゃないかと思っておりますので、今さら柳井市がいじくってもしようがないので、このままにしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第 99 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

議案第 99 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 42 分)